

足立区屋内施設におけるドローンの  
飛行に関するガイドライン

平成30年6月



## はじめに

昨今、ドローンについては、その機器の進歩とともに、様々な産業への活用から趣味としての飛行など、幅広い分野での利活用に対する期待が高まっています。一方で、都市部においては、航空法等の規制によって、そのほとんどが飛行禁止空域とされており、積極的な利活用が難しい状況にあります。

このようなドローンの利活用ニーズの高まりに応えるため、足立区では、足立区が設置、管理する施設のうち、航空法の規制対象外となる屋内施設におけるドローンの飛行を可能とし、あわせて、本ガイドラインにおいて安全に飛行させるためのルールを定めました。

屋内施設においてドローンを飛行させる際は、各施設が定める施設の利用方法を順守するとともに、本ガイドラインのルールに従って飛行させるようお願いいたします。

### 1 本ガイドラインにおける用語の定義

本ガイドラインにおける以下に掲げる用語の定義は、他に別段の定めがない限り、次のとおりとします。

- ・ ドローン

航空法（昭和27年法律第231号）第2条第22項に定める無人航空機であって、後記2の条件を満たすもの

- ・ 屋内施設

地域体育館、総合スポーツセンターその他の足立区が設置、管理する屋内施設

- ・ 操縦者

屋内施設においてドローンを操縦する者として区に届け出た者

- ・ 監視者

操縦者が屋内施設においてドローンを飛行させる際に、飛行範囲の監視や周辺状況の管理を行う者

### 2 ドローンの機能及び性能に関する条件

#### （1）重量、形状について

ア バッテリーや搭載カメラなどを含め、機体の総重量が4kg以下のものであることとします。

イ 原則として、機体にはプロペラガードを装着してください。

ウ 機体の形状や搭載物の種類等により、安定した飛行が難しい、又は墜落時に周囲への被害を拡大させる恐れ等が想定される場合など、屋内施設管

理者が必要と認める場合には、飛行条件を大幅に制限し、又は飛行を認めないことがあります。

## (2) 安定飛行を可能とする機能・装置

ア 原則として、飛行させるドローンは、センサー等による衝突回避のための機能を有する機体とします。

イ 上記の機能を有しない場合であっても、総重量が200g未満の機体に関しては利用可能とする場合があります。

## 3 操縦者の技能等

### (1) 技能について

ア 操縦者は、原則として、国土交通省航空局が定める「無人航空機の講習団体及び管理団体一覧」に掲載されている講習団体等から技能証明を受けた者、又はドローンの飛行経験を10時間以上有する者（以下「有資格者等」という。）とします。

イ 操縦者が有資格者等以外の者である場合には、必ず有資格者等の立会者（以下「立会者」という。）が安全に飛行できるよう監視・助言等を行ってください。

### (2) 飛行当日の操縦者の状態について

ア 操縦者が、アルコールを摂取した状態での飛行は禁止します。

イ その他の薬物摂取、体調不良等により、正常な操縦ができない状態にある場合も、飛行を禁止します。

## 4 施設内での飛行条件

以下の条件は基本的なものであり、機体や操縦者の技能、施設の状況などにより、別途条件を設ける場合があります。

### (1) 飛行台数について

1 施設あたり同時に1機まで飛行可能とします。

### (2) 飛行可能範囲について

ア 飛行可能範囲は、原則として、次の距離に関する条件（以下、この距離を「指定距離」という。）をすべて満たす範囲とします。飛行可能範囲内でドローンの飛行範囲を設定してください。

① 天井から3m以上離れていること

② 壁面から4m以上離れていること

③ 飛行中屋内施設利用者（操縦者、立会者及び監視者を除く）が活動し

得る領域の外縁から4 m以上離れていること

イ 操縦者、立会者及び監視者はドローンの飛行範囲に立ち入ることを可能としますが、できる限りその範囲の外から操縦及び監視を行ってください。

### (3) 飛行速度について

原則として、時速10 km未満とします。

### (4) 頭上飛行について

墜落、衝突を回避するための飛行等その他やむを得ない場合を除いて、屋内施設利用者（操縦者、立会者及び監視者を含む）の頭上の飛行は認めません。

### (5) 飛行範囲の監視及び周辺状況の管理について

ア ドローンの飛行中は、最低1名の監視者を置いてください。監視者は、ドローンの飛行範囲の監視や周辺状況の管理を行い、安全な飛行に努めてください。

イ 飛行条件、飛行範囲及び周辺状況等について、届け出た内容のとおり管理できない場合は、飛行させないでください。飛行中にそのような状況が発生した場合には速やかに飛行を中止し、安全を確保できる場所に移動、着陸させてください。

ウ 施設内において、飛行範囲が明確に認識できるよう、パイロン等の目標物を設置してください。

エ バasketゴールなど、屋内施設内に突出した設備が存在する場合は、最も突出した部分を壁面とみなして指定距離に従い飛行可能範囲を算出し、当該飛行可能範囲内で飛行範囲を設定してください。



## (6) 機体状況の確認について

飛行前には、機体の損傷、故障箇所がないか、バッテリーの充電が十分に  
なされているか、搭載物の落下のおそれがないか等の安全確認を必ず行っ  
てください。

## 5 事故発生等緊急時の対応方法

### (1) 事故報告について

飛行当日に事故が生じた場合は、直ちに当該施設の管理者に報告してく  
ださい。

### (2) 国土交通省への情報提供について

事故の内容は、国土交通省（東京航空局）に情報提供してください。

### (3) 施設の損壊について

施設を損壊した場合は、当該施設の条例等の規定に従って、相当の損害額  
を賠償していただきます。

### (4) 屋内施設での事故について

ドローンの墜落、屋内施設利用者への接触等により屋内施設利用者に怪我  
を負わせた場合その他屋内施設におけるドローンの飛行に起因する事故に  
ついて、区は一切責任を負いません。

## 6 賠償責任保険の加入

屋内施設におけるドローンの飛行に起因する事故等により、屋内施設又は  
屋内施設利用者の身体及び財産等に損害を与えた場合に備えるため、届出者  
又は操縦者に対し、想定される損害を填補し得る賠償責任保険への加入を義  
務付けます。

## 7 ドローンの飛行の届出手続

(1) 屋内施設においてドローンを飛行させようとする場合には、様式1-1  
「足立区屋内施設におけるドローンの飛行に関する届出書」（以下「届出書」  
という。）により、ドローンの飛行を届け出てください。

(2) 届出書には、様式1-2（ドローンの機体に関する事項）、様式1-3（操  
縦者等に関する事項）を添付してください。

(3) 届出内容を確認後、様式2「足立区屋内施設におけるドローンの飛行条件  
について」により、ドローンの飛行条件を通知します。

(4) 届出先、手続に要する日数など、具体的な届出手続は、屋内施設により異なりますので、各屋内施設管理者にお問い合わせください。

## 8 その他

(1) 行事等においてドローンを飛行させる際には、事前に屋内施設利用者全員（行事等の参加者を含みます。）の承諾を得てください。また、ドローン飛行中、承諾を得られていない者が屋内施設に入室した場合、速やかに飛行を中止してください。

(2) ドローンの飛行その他施設の利用に関しては、施設ごとに定められた条例・規則等の利用条件を遵守してください。

## 9 本ガイドラインに関する問合せ先

足立区政策経営部政策経営課

電話：03-3880-5811

Eメール：seisaku@city.adachi.tokyo.jp

# 足立区屋内施設におけるドローンの飛行に関する届出書

(提出先)  
施設管理者

(届出者)  
氏名  
住所  
電話  
eメール

※書類確認をさせていただくため、区が委託する事業者から直接お問合せをさせていただく場合がございます。

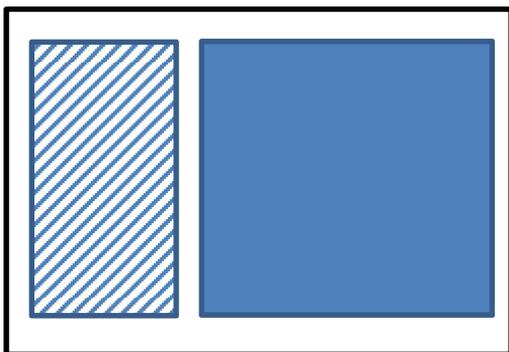
## 1 飛行の内容

飛行場所				
飛行日時	年 月 日 ( ) : ~ :			
飛行目的				
機体	(様式1-2)にて記載	操縦者・立会者	(様式1-3)にて記載	※操縦者がガイドラインに定める技能を有しない場合、操縦者及び有資格者等である立会者に関する事項も記載すること。
監視者氏名				

## 2 飛行範囲

当日の飛行範囲と、操縦者等以外の者が立ち入る範囲の概略図を記載してください。  
※施設の縮尺、形状等については、おおよそで構いません。

(記載例)



【概略図 記載欄】

Blank area for drawing the schematic diagram.

	壁面		ドローンが飛行する範囲
	操縦者、立会者及び監視者以外の者が行動する範囲		

裏面も記載してください。

### 3 届出者又は操縦者の第三者賠償責任保険の加入状況

加入保険	保険会社名			
	商 品 名			
	補 償 金 額	(対人)	万円	(対物)

※証書の写しを添付してください。

#### 【ドローンの飛行に関する誓約及び承諾書】

- 1 施設ごとに定められた条例・規則等を遵守し、本届出書の内容に従って安全に飛行させます。
- 2 飛行中に事故が発生した場合は、届出者及び操縦者において一切の責任を負います。
- 3 行事等で飛行させる際は、事前に屋内施設利用者全員（行事等の参加者）から飛行に関する承諾を得ます。
- 4 届出内容の確認を行うため、区が本届出書を委託事業者に転送することを承諾します。
- 5 届出書の内容により、安全な飛行ができないと屋内施設管理者が判断した場合には、屋内施設の利用承認を取消す場合があることを承諾します。
- 6 届出書の内容及び区が指定する飛行条件と異なる飛行を行い、又は安全な飛行ができないと屋内施設管理者又は指定管理者が判断した場合には、飛行の停止を命じる場合があります。また、飛行停止の指示に従わない場合、屋内施設の利用停止を命じる場合があることを承諾します。

(届出者自署)

飛行させる機体が複数ある場合は、それぞれ届け出ること。

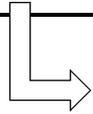
ドローンの機体に関する事項

機体名称		
メーカー		
改造の有無	有 ・ 無	
改造がある場合 の機体情報	機体の形状	※ 機体の形状が分かるよう、機体全体が写った写真等を添付してください。
	重量	
	電波到達距離	
	飛行可能風速	
	機体の姿勢・位置情報を把握するためのセンサー及びシステム等	※ 取り付けられているセンサー及びシステムの一覧と、それらがドローンの飛行を制御することができる条件を記入してください。

操縦者及び立会者が複数いる場合は、それぞれ届け出ること。

操縦者等に関する事項

<p>操縦者 立会者</p>	<p>氏名</p>
--------------------	-----------



いずれか該当する方を○で囲んでください。  
※操縦者が立会者も兼ねる場合は、両方○で囲んでください。

届出者は、操縦者及び立会者に関して以下の「確認事項」を確認し、「確認結果欄」にその結果を回答してください。

確認事項		確認結果
飛行経歴	国土交通省航空局が定める「無人航空機の講習団体及び管理団体一覧」に掲載されている講習団体等からの技能証明を受けている。 ※「はい」の場合、技能を証明する書類を添付してください。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	ドローンの飛行経験を10時間以上有している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
能力	一般	
	飛行前に、次に掲げる事項が行える。 ・ 第三者の立ち入り制限 ・ 燃料又はバッテリーの残量確認 ・ 通信系統及び推進系統の作動確認	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	操縦技能	
	G P S等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができる。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	G P S等の機能を利用せず、安定した飛行ができる。 ・ 上昇 ・ 一定位置、高度を維持したホバリング（回転翼機） ・ ホバリング状態から機首の方向を90°回転（回転翼機） ・ 前後移動 ・ 水平方向の飛行（左右移動又は左右旋回） ・ 下降	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

(様式2)

〇〇 〇〇様

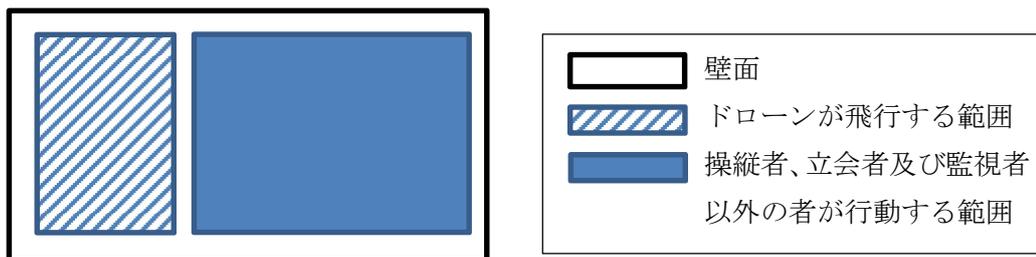
## 足立区屋内施設におけるドローンの飛行条件について

届出いただいた以下のドローンの飛行内容について、その安全性を確認いたしました。ただし、飛行にあたっては、以下の条件を付した上で利用してください。

届出日	年 月 日 ( )
飛行場所 (施設)	
飛行日時	年 月 日 ( ) : ~ :

### 【指定する条件】

#### (1) 建物からの距離に関する条件



○高さ：天井から m以上距離を離すこと

○  の辺と  の辺の間に保つべき距離： m

○  の辺と  の辺の間に保つべき距離： m

#### (2) 速度に関する条件

時速〇〇 k m以上での飛行は不可

#### (3) その他

- ・飛行範囲が明確になるようパイロン等の目標物を設置してください。
- ・施設利用後の施設点検の際に、屋内施設管理者又は指定管理者の職員が、ドローンに破損がないか、機体を確認させていただく場合がございます。

足立区屋内施設における

ドローンの飛行に関するガイドライン

【発行】平成30年6月

【編集】足立区 政策経営部 経営戦略推進担当課